

\\ 土壌改良資材を製造・販売する皆様へ //

製品の表示に関するお願い



地力増進法で定められた12の土壌改良資材を製造・販売する際は、定められた表示ルールを守る必要があります。

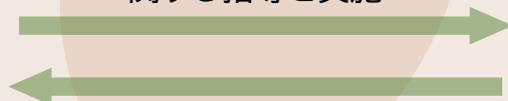
ご協力をお願いします

品質表示制度を実効あるものにするため、現地への立ち入り調査を行うことがあります。

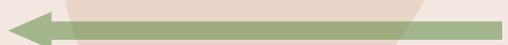


FAMIC*

必要に応じて表示、販売に関する指導を実施



資材、原料、帳簿等の提出



工場・事業所

*農林水産省から指示を受けて実施

表示 が必要です！

1. 泥炭
2. バークたい肥
3. 腐食酸質資材
4. 木炭
5. けいそう土焼成粒
6. ゼオライト
7. バーミキュライト
8. パーライト
9. ベントナイト
10. VA菌根菌資材
11. ポリエチレンイミン系資材
12. ポリビニルアルコール系資材

表示のルールはこちら



確認してください！

製品表示は適切ですか？

▼木炭の例

2cm 以上	地力増進法に基づく表示
8.8cm 以上	<p> 土壌改良資材の名称 ○○ 土壌改良資材の種類 木炭 表示者の氏名又は名称及び住所 農林 花子 東京都千代田区霞が関1-2-1 製造事業場の名称及び所在地 株式会社○○ 東京都○○市○○町○-○ 正味量 ○○リットル 原料 ○○の樹皮を炭化したもの 単位容積質量 1リットル当たり○○kg 用途（主たる効果） 土壌の透水性の改善 施用方法 （ア）標準的な施用量 この土壌改良資材の標準的な施用量は、10a当たり○○kgです。 （イ）施用上の注意 この土壌改良資材は、地表面に露出すると風雨などにより流出することがあり、また、土壌中に層を形成すると効果が認められないことがありますので、十分に土と混和してください。 </p>

※正味重量が2kg未満の場合、表示サイズの下限はありません



緑色の項目は

全ての資材で表示が必要です

- 名称には、**商品名**を記載してください
※記号や図形は使用しないこと
- 製造業者の場合、**製造事業場の名称と所在地**を記載していますか？
※表示者と同じ場合でも、**省略できません**
- 正味量の単位は、**キログラムorリットル**のどちらかになっていますか？
- 用途は「**表示基準**」の用語に従って記載してください
※その他の事項は記載できません
- 施用方法の単位は、**キログラム、トン、リットルまたは立方メートル**のいずれかで記載されていますか？
- 施用上の注意は「**表示基準**」の用語に従って記載してください
※その他の注意事項も記載できます



赤色の項目は

資材ごとに必要な表示が異なります



詳しくは //

「土壌改良資材

品質表示基準」を

確認し、適切な製品表示に努めましょう

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hoz_en_type/h_dozyo/attach/pdf/houritu-9.pdf

お問い合わせ

農林水産省 農産局 農業環境対策課

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

本部 肥飼料安全検査部 肥料管理課

Tel: 050-3797-1854

札幌センター 肥飼料検査課

Tel: 050-3797-2716

仙台センター 肥飼料検査課

Tel: 050-3797-1893

Tel: 03-3593-6495

名古屋センター 肥料検査課

Tel: 050-3797-1901

神戸センター 肥料検査課

Tel: 050-3797-1914

福岡センター 肥料検査課

Tel: 050-3797-1920